

第4次

# 男女共同参画 プラン まるがめ

男女がともに生き生きと幸せに  
暮らせるまちをめざして

令和4年度  
(2022年度)

令和8年度  
(2026年度)



## プランの基本理念

丸亀市男女共同参画推進条例第3条に定める  
次の5つの基本理念を、本プランの基本理念とします。

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度、慣行についての配慮
- 政策や方針の立案、決定への共同参画
- 家庭生活における活動とその他の諸活動の両立
- 生涯にわたる健康と権利

令和4年(2022年)4月

丸亀市

本市では、男女がお互いに人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

## ● プランの体系と重点目標

本プランでは3つの基本方向に、基本施策（目標）を7つ設けています。この目標の中でも次の2つを重点目標として施策に取り組みます。

### 重点目標 目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進（職場・家庭・地域活動）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方は変化しつつありますが、固定的な性別役割分担意識の解消が図られていないため、無意識の差別が残存し、男性は長時間労働が当たり前、女性は、家事・育児・介護の主たる担い手のままという状況です。コロナ禍をきっかけとした働き方の見直しは絶好の機会です。男女のワーク・ライフ・バランスを推進し、誰もが様々な場面で活躍できるよう、一層の取組推進を図ります。

### 重点目標 目標6 女性に対するあらゆる暴力の根絶（教育・啓発・相談体制）

新型コロナウイルス感染症の影響は、DV（ドメスティック・バイオレンス）の深刻化・潜在化にも影を落としています。特に被害割合の高い女性に対するあらゆる暴力を許さないという意識を社会全体の共通認識として持てるようにする教育と啓発に取り組むと同時に、DV被害者の安全確保と自立支援が図れるよう、関係機関と十分に連携を取りながら対策を推進します。

## ● プランの位置づけ

- 本プランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画です。
- 本プランは「丸亀市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく計画です。
- 本プランの目標3～5を、「丸亀市女性活躍推進計画」とします。
- 本プランの目標6を、「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」とします。

## ● プランの期間

本プランの期間は、令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）の5年間です。

## ● プランとSDGs

平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を本プランに加えて取り組みます。SDGsの目標（ゴール）は17あり、このうち、男女共同参画社会実現に関連するものは「ジェンダー平等を実現しよう（ゴール5）」です。「ゴール5」を実現するためには、「質の高い教育をみんなに（ゴール4）」、「働きがいも経済成長も（ゴール8）」、「住み続けられるまちづくりを（ゴール11）」などの課題を解決する必要があります。SDGsの各目標を達成しつつ、一層の男女共同参画の推進と、誰一人取り残さない持続可能な社会実現を目指します。



プラン全体に共通する  
SDGsのゴール



基本方向

## 1 男女共同参画の意識を高めるために

**目標 1** 男女共同参画の意識づくり

**目標 2** 男女共同参画を推進する教育、学びの機会の充実  
(意識醸成・健康保持)

**目標 3** 政策・方針決定過程への女性参画の推進



市民のみなさんに期待すること 例

- アンコンシャス・バイアスについて知ってほしい
- 政治分野の男女共同参画について知ってほしい

基本方向

## 2 職業生活において男女がともに働き続けるために

**目標 4** **重点目標** 男女のワーク・ライフ・バランスの推進  
(職場・家庭・地域活動)

**目標 5** 労働環境における女性活躍の整備



市民のみなさんに期待すること 例

- 男性の育児休業について知ってほしい

基本方向

## 3 男女を問わず誰もが安心して暮らせるために

**目標 6** **重点目標** 女性に対するあらゆる暴力の根絶  
(教育・啓発・相談体制)

**目標 7** 困難を抱える人が安心して生活できる環境整備



市民のみなさんに期待すること 例

- 相談することで楽になることがあると知ってほしい

基本方向

## 1 男女共同参画の意識を高めるために

**目標 1** 男女共同参画の意識づくり

**目指すまちの姿** 男性も女性も一人ひとりが誇りを持って自分らしく生きています。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個人として等しく尊重され、男女共同参画の必要性について理解を深めています。

### ● どのような取組をするの？

- 【1】男女の人権尊重・男女共同参画意識の醸成に向けた広報・啓発の充実
- 【2】情報の収集・提供と実態調査・研究の実施

### ● 取組の目標は？

指 標	現状値(時点)	目標値(期限)
市ホームページの「男女共同参画」ページへのアクセス回数	年372回 (R2年度)	年600回 (R8年度)
女性人財リストを活用した市の取組実践数	— (R2年度)	年5件 (R8年度)

掲載目標は、プランから抜粋しています。

## 目標 2 男女共同参画を推進する教育、学びの機会の充実 (意識醸成・健康保持)

**目指すまちの姿:** 家庭、学校、地域において、子どもから大人まで、男女共同参画や自分らしく主体的に生きていくことの大切さを学ぶ機会が充実しています。また、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、ライフステージに応じて心とからだの健康が保持・増進されています。

### ● どのような取組をするの?

ア. あらゆる学びの場における意識の醸成

- 【1】男女共同参画の視点に立った教育、保育の推進
- 【2】男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進
- 【3】男女共同参画の推進に向けた学びの機会の提供

イ. 健康保持につながる取組推進

- 【4】男女の性をともに理解・尊重する意識の浸透
- 【5】男女の心とからだの健康保持・増進対策の推進
- 【6】女性の生涯にわたる健康保持・増進対策の推進



### ● 取組の目標は?

指 標	現状値(時点)	目標値(期限)
男女共同参画を推進する講演会や講座、セミナーなどの開催回数	年5回 (R2年度)	年10回 (R8年度)
①乳がん検診受診率(40歳から69歳までの女性)	①12.9%	①50.0%
②子宮がん検診受診率(20歳から69歳までの女性)	②12.5%	②50.0%
③前立腺がん検診受診率(40歳以上の男性)	③11.5% (R2年度)	③50.0% (R8年度末)

掲載目標は、プランから抜粋です。

## 目標 3 政策・方針決定過程への女性参画の推進

**目指すまちの姿:** 政策・方針決定の場に男女がバランスよく参加しています。そして、参加者が活発に意見を述べ合うことで気づきと新しい発見が生まれ、多様な意見を反映させた決定が行われています。

### ● どのような取組をするの?

- 【1】政治への関心を高める取組の推進
- 【2】行政機関における意思決定の場への女性の参画拡大
- 【3】企業などにおける意思決定の場への女性の参画推進
- 【4】防災における男女共同参画の推進



### ● 取組の目標は?

指 標	現状値(時点)	目標値(期限)
①市役所女性管理職(全職種)の割合 ②市役所女性管理職(一般事務職)の割合 ※管理職:部長級、課長級、副課長級 (「丸亀市特定事業主行動計画」に示している指標)	①30.0% ②21.9% (R2年度)	①35.0% ②25.0% (R8年度)
瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会主催の 顕彰事業への申込数	年8件 (R3年度)	年15件 (R8年度)
避難所運営における男女共同参画等を啓発する 出前講座実施回数と参加人数	年2回 35人 (R2年度)	年4回 60人 (R8年度)

掲載目標は、プランから抜粋です。

## 基本方向 2 職業生活において男女がともに働き続けるために

### 目標 4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進(職場・家庭・地域活動) 重点目標

【目指すまちの姿】男女が職場での仕事だけでなく、家庭での家事においても責任を果たしつつ、やりがいや充実感を感じながら働いています。また、それぞれのライフステージに応じて、男女がともに子育て、介護、地域活動を主体的に担い、趣味などの自分の時間も大切にしています。

#### ● どのような取組をするの?

ア. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- 【1】働き方改革の推進に向けた機運の醸成
- 【2】企業などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 【3】市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 【4】働く男女の健康管理対策の推進
- 【5】コンパクトシティの推進

イ. 子育て・介護支援の充実

- 【6】子育て環境の整備、充実
- 【7】高齢者などに対する介護支援の充実
- 【8】保育士の確保
- 【9】介護職域における人材の育成、確保

ウ. 地域活動や市民活動への参画推進

- 【10】男性の家庭生活への参加を前提とした、男女や多様な世代の相互支援促進と活動支援



#### ワンポイント 育児休業制度

育児・介護休業法の改正に伴い、令和4年(2022年)4月1日以降、企業(事業主)に以下の内容を取り組む義務が順次課されています。

①妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する

育児休業制度の個別周知・意向確認義務

②雇用環境整備義務(下記のうち、いずれか)

- ・育児休業制度に関する研修の実施
- ・育児休業制度に関する相談体制の整備
- ・自社の取得事例の情報収集や提供
- ・育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知



③有期雇用労働者の取得条件緩和

④出生時育児休業(産後パパ育休)制度の創設と育児休業の分割取得(R4.10.1~)

※子の出生後8週間以内に、最長4週間(28日)まで取得可能となります。



この期間を2回に分割して取得することもできます。

長い人生のライフステージの中で、ワーク・ライフ・バランスが困難な時期はでてくるものですが、この影響期間がある程度、しかも事前に計算できるのが、育児休業と言われています。最近では、女性だけでなく、男性の取得者も増えていますが、取得率は低水準という状況です。一方だけに負担をかけるのではなく、男女がともに役割を担い、ワーク・ライフ・バランスのとれた社会を実現させましょう。

## ●取組の目標は?

指 標	現状値(時点)	目標値(期限)
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の実施回数	年 12回 (R2年度)	年 20回 (R8年度)
市内企業に勤める男性従業員の育児休業取得率 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	7.4% (R2.8)	30.0% (R7年度)
①市役所男性職員の育児休業取得率 ②市役所男性職員の子育て参画のための特別休暇取得率 (「丸亀市特定事業主行動計画」に示している指標)	①10.5% ②94.7% (R2年度)	①50.0%以上 ②100% (R8年度)
市役所管理職向けイクボス研修の参加率	56.7% (R3年度)	100% (R8年度)
各種保育サービスを実施している施設数 ①延長保育 ②病児・病後児保育 ③休日保育 ④乳児保育 ⑤一時預かり	①17か所 ②1 ③0 ④17 ⑤7 (R3年度)	①18か所 ②2 ③1 ④18 ⑤8 (R8年度)
①ファミリー・サポート・センターの登録者数 ②ファミリー・サポート・センターの利用者数	①1,150人 ②1,958人 (R2年度)	①1,150人 ②2,000人 (R8年度末)
認知症カフェ、介護教室などへの参加者数(男女別)	年 2,416人 (男女一) (R元年度)	女性 2,000人 男性 500人 (R8年度)
男性の料理普及啓発者数(丸亀市食生活改善推進員)	8人 (R2年度)	15人 (R8年度末)
①市民活動者同士の交流会の参加者数 ②市民活動に関連する窓口相談件数	① 一 ② 一 (R3年度)	① 28人 ② 1,000件 (R8年度)

掲載目標は、プランから抜粋です。

## 目標 5 労働環境における女性活躍の整備

**目指すまちの姿:** 就業の形態やニーズが多様化する中、働く場において性別による不利益な取り扱いを受けることなく、安心して生き生きと働けるよう、労働環境が整備されています。

### ●どのような取組をするの?

- 【1】女性の就職・再就職、継続就労、起業・創業などのための支援
- 【2】企業などにおける男女雇用機会均等対策の推進
- 【3】女性の参画が進んでいない業種での女性就業への理解促進と農林水産業、商工業など、自営業に従事する女性への支援



### ●取組の目標は?

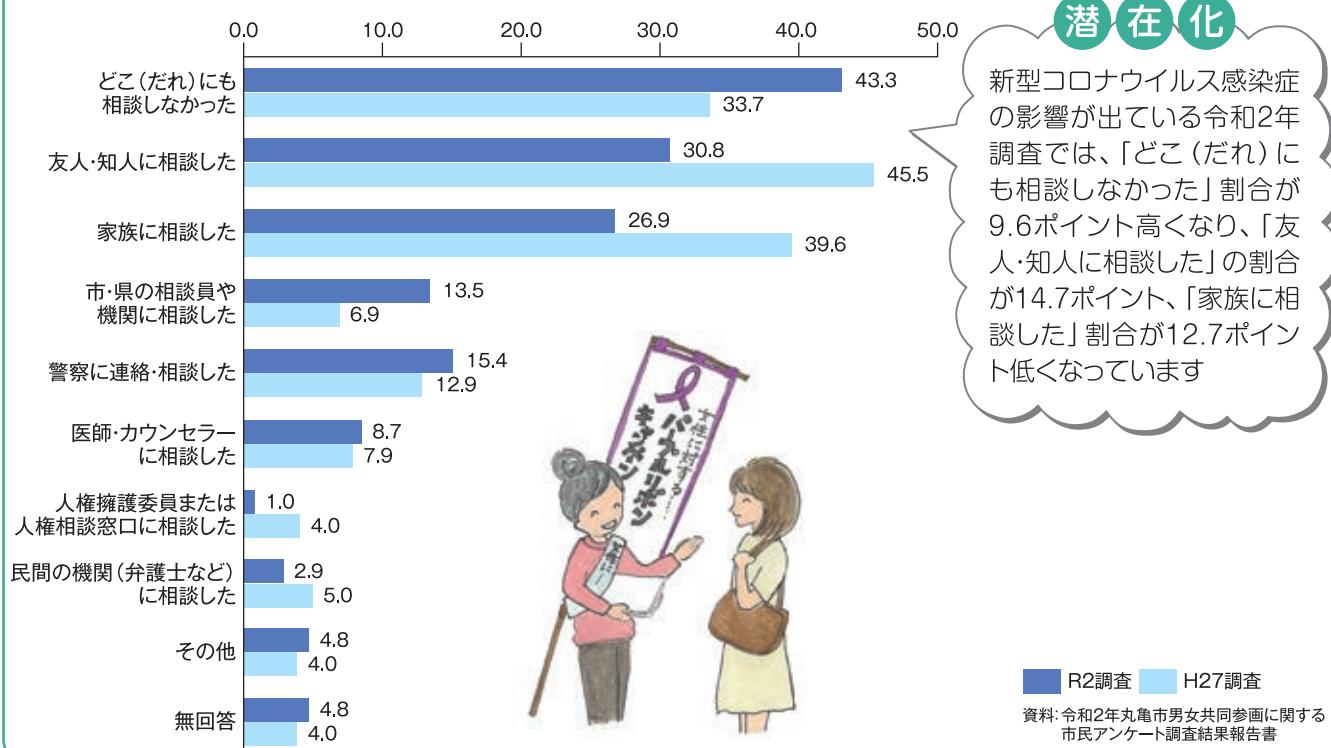
指 標	現状値(時点)	目標値(期限)
働く女性向け交流会の開催回数や新規採用職員研修での講演回数と参加者数	— (R2年度)	年3回、年30人 (R8年度)
市役所キャリア形成支援研修の受講者数	年40人 (R2年度)	年60人 (R8年度)
セクシュアル・ハラスメントに対する取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	26.6% (R2.8)	10.0% (R7年度)
女性認定農業者数	15人 (R2年度)	17人 (R8年度末)

### 基本方向 3 男女を問わず誰もが安心して暮らせるために

#### 目標 6 女性に対するあらゆる暴力の根絶(教育・啓発・相談体制) 重点目標

**目指すまちの姿** 市民が女性に対するいかなる暴力も許さないという意識を持ち、DVやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、性暴力など、あらゆる暴力のない社会が形成されています。

##### ● DVのことくだれかに打ち明けたり、相談したりしたことがありますか



##### ● どのような取組をするの?

###### ア. あらゆる暴力を許さない意識の醸成

- 【1】あらゆる暴力を許さない意識の醸成に向けた啓発の実施
- 【2】相談窓口の周知

###### イ. DV被害者の早期発見と相談体制の充実

- 【3】発見通報に関する関係機関への働きかけの実施
- 【4】相談員の資質向上のための研修実施と心理的ケアの充実

###### ウ. DV被害者の保護と自立支援の充実

- 【5】DV被害者が一時的に避難できる場所の確保
- 【6】DV被害者と同伴の子どもへの適切な情報提供と切れ目のない支援の実施

##### ● 取組の目標は?

指 標	現状値(時点)	目標値(期限)
相談シールの貼付か所数 ①公共施設 ②民間施設	①113か所 ②165か所 (R2年度)	①120か所 ②500か所 (R8年度末)
DV相談の窓口として、次の相談先を知っている人の割合 ①丸亀市家庭児童相談室 ②香川県子ども女性相談センター (男女共同参画に関する市民アンケートより)	①20.4% ②20.9% (R2.8)	①40.0% ②40.0% (R7年度)

掲載目標は、プランから抜粋しています。

## 目標 7

# 困難を抱える人が安心して生活できる環境整備

**目指すまちの姿：**市、企業やNPO等のほか、地域が相互に連携して、本当に支援を必要とする人への助け合いが広がり、困難を抱えた人も安心して生活しています。

## ●どのような取組をするの？

- 【1】ひとり親家庭への支援の充実
- 【2】高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- 【3】障がい者が安心して暮らせる環境の整備
- 【4】外国人が安心して暮らせる環境の整備
- 【5】多様な性を認める意識の醸成に向けた啓発の実施



## ●取組の目標は？

指標	現状値(時点)	目標値(期限)
外国人人口に占める延べ相談件数の割合	77.5% (R元年度)	100% (R8年度)

## 男女共同参画において知っておいてほしい用語

### 【アンコンシャス・バイアス】

「無意識の思い込み・偏見」と訳されます。

アンコンシャス・バイアスは誰もが持っていて、それ自体に良し悪しはありません。しかし、アンコンシャス・バイアスに気づかないでいると、知らないうちに相手を傷つけていたり、自分自身の可能性を狭めたりすることがあります。

### 【固定的な性別役割分担意識】

「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」などのように、性の違いによって役割や能力、活動分野などを決める考え方や意識をいいます。また「男らしさ、女らしさ」を求めることも、男女それぞれの役割への期待が反映されていると考えられます。一人ひとりの持つ個性や能力などの違いとは無関係に性別によって決めつけることから、個人の柔軟な発想や意欲を損なうだけでなく、生き方や働き方をも制約する要因となっています。

### 【男女共同参画社会】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

### 【ポジティブ・アクション（積極的改善措置）】

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。日本は男女共同参画に関して、他の先進諸国と比べると実質的に低い水準であり、これは固定的な性別役割分担意識の影響だといわれています。実質的な機会の平等を担保するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要です。

## 第4次男女共同参画プランまるがめ ダイジェスト版

発行 令和4年(2022年) 4月

丸亀市総務部人権課男女共同参画室

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

T E L 0877-24-8823

F A X 0877-24-8874

Eメール danjo@city.marugame.lg.jp

第4次男女共同参画プランまるがめの  
詳細は、人権課男女共同参画室の  
ホームページをご覧ください。



丸亀市男女共同参画

検索